

2013年5月17日

都道府県サッカー協会 専務理事 各位
各種サッカー連盟 理事長 各位

公益財団法人日本サッカー協会
専務理事 田中道博

ユニフォームへの「がんばろう〇〇」等震災復興関連メッセージの表示について

平素より本協会の活動に対し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、5月16日に開催されました本協会2013年度第2回理事会にて、表題について下記の通り承認されましたので、その運用とともにご案内申し上げます。

記

1. 決定の概要

サッカー競技規則第4条「国際サッカー評議会の決定」により、競技者の基本的な用具への政治的、宗教的または個人的なメッセージの表示は禁じられている。本協会では、2011年度第3回理事会において、東日本大震災復興支援を趣旨とするメッセージについては、この表示を例外的に認めることを決定しているが、この決定は2011年度内に限定したものであった。しかし、震災発生から2年経過した現在でも、震災からの復興は道半ばにあることから、表示を希望するメッセージが震災復興支援と本協会が判断した場合に限りそのメッセージの表示を認めることとする。なお、本件については、当面の間期限を設けずに運用する。

2. 本件適用の対象外とするチーム

Jリーグ、JFL、なでしこリーグ、Fリーグ所属チームは対象外とする。

3. 表示可能な基本的な用具および箇所、サイズ

- ・ユニフォーム（シャツ、ショーツ）に限る。
- ・表示箇所およびサイズについては、ユニフォーム規程第7条（広告の表示）に基づく。

広告と同一箇所への表示は認められない。

シャツ 前 面：選手番号の上部または下部に 300 cm²を超えないサイズ

背 中：選手番号の上部または下部に 200 cm²を超えないサイズ

左 袖：50 cm²を超えないサイズ

ショーツ前面左：80 cm²を超えないサイズ

4. メッセージの内容について

東日本大震災の復興支援を趣旨とするメッセージに限る（例：「がんばろう〇〇（地域

名)」など)。原則、チームの活動地域名(被災自治体名)に対してのメッセージとする。

5. 申請・運用方法

- ・ 「ユニフォーム広告掲示申請書(書式第3号)」にて所属の都道府県協会へ申請する。
 - ・ サイズの他、「掲示する広告の内容」の記入欄に、当該メッセージを表示する理由を記入する(例:〇〇市においては、湾岸の液状化被害の整備が進んでおらず、引き続いて、復興支援が必要であることを全国の皆さんに知っていただきたいから、など)。
 - ・ 本協会の承認をもって表示可能となる(JFAから回答書が送付される)。
 - ・ 申請料は不要(無料)とする。
- ※ 提出の基本的な流れは、通常のユニフォーム広告掲示申請と同様

6. その他

- ・ 競技会主催者は競技会規定などによりその表示を制限することができるものとする(ユニフォーム規程第8条に準ずる)。

以上

＜本件に関するお問い合わせ先＞
管理部 法務・登録グループ (担当:堂田/榎本)
TEL: 03-3830-1805 FAX: 03-3830-2005